

TOPICS(トピックス) (6)

特別支援教育に関する最近の動向について

第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章
参考資料

文部科学省では、従来から、「障害者の権利に関する条約」(以下本章では「障害者権利条約」という。)に規定されている「インクルーシブ教育システム」の実現に向けて、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に過ごす条件整備と、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の整備を両輪として取り組んできた。

具体的には、2021年1月「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」の報告や、中央教育審議会「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(答申)、2021年6月には、障害のある子供の学びの場の適切な選択に資するよう、「障害のある子供の教育支援の手引」の改訂を行った。

また、2021年9月24日には、特別支援学校の教育環境を改善する観点から、特別支援学校を設置するために必要な最低限の基準である「特別支援学校設置基準」を策定・公布し、施設整備の観点からも特別支援教育の充実を進めている。通常の学級にも障害のある子供が数多く在籍している状況等も踏まえ、全ての教師が特別支援教育に関する知識や経験を身に付け、学校全体で特別支援教育の充実を図っていくことが重要であること等から、2022年3月31日には、「特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議報告」が取りまとめられ、養成、採用、研修の各段階において講ずべき方向性について、関係者に通知を行った。

特別支援教育に関わる教師の専門性向上に向けた方策

●が検討会議のアウトプット・方向性

現状・課題

- 特別支援教育の「個別最適な学び」と「協働的な学び」に関する知見や経験は、障害の有無にかかわらず、教育全体の質の向上に寄与。⇒特別支援教育の専門性を担いしつ、特別支援教育に携わる教師を増やしていくことが必要。
- 特別支援教育を必要とする児童生徒数が増えている一方で、小学校で70.6%、中学校で75.4%の校長が、特別支援教育に携わる経験が無い。⇒多くの学校で特別支援学級等で教職経験の無い校長が特別支援教育を含む学校経営を実施。
- 小学校等の特別支援学級の臨時的任用教員の割合は、学級担任全体における臨時的任用教員の割合の倍以上。⇒特別支援教育に関わる教師が、他の教師と比べて、長期的視野にたつて計画的に育成・配置されているとはいえない状況。

① 養成段階での育成

- 特別支援学校教諭免許状の教職課程の内容や水準を全国的に担保するため、共通的に修得すべき資質能力を示したコアカリキュラムの策定
- 教育実習、介護等体験で、特別支援学校、特別支援学級等の経験を推奨
- 大学間連携による単位互換制度の促進など、免許取得・単位取得を可能とする体制整備
- 教育委員会との連携による実践力の養成(実務家教員、教職大学院等)

② 採用段階での工夫

- 特別支援教育の経験を採用時に考慮
- 採用後10年以内に特別支援教育を複数年経験

③ 校内体制の整備、キャリアパスの多様化、人事交流の推進による専門性向上

- 特別支援学校において、特別支援学校教諭免許状を有しない教師の条件を限定
- 校内研修、交換授業、OJTの推進
- 特別支援学級等の教師による特別支援学校への人事交流の充実
- 管理職の任用にあたり、特別支援教育の経験を考慮
- 学校経営方針等に特別支援教育に関する目標を設定し、校内体制を整備

④ 研修(校外)による専門性向上

- 初任者研修
- 中堅教諭等資質向上研修
- 主任研修、管理職研修等
- NISE(学びラボ、免許法認定通信教育)等のオンラインコンテンツの整理・充実

⑤ 国による調査・把握 → 大学、教育委員会へのフィードバックによる改善 ※下記は現時点における調査項目の例

【養成】 視覚障害領域、聴覚障害領域免許を取得できる大学数

【採用】 特別支援学校教諭免許状保有者への加点等の工夫を行っている教育委員会の数

【キャリアパス】 採用後、10年目までに特別支援教育を経験した教師の割合
小学校等の校長の特別支援教育に関わる教職経験の有無

【研修】 免許を保有しない特別支援学校の教師について、免許取得計画の作成状況の有無、単位取得状況
教員育成指標において特別支援教育を明確に位置付けている任命権者の数
特別支援学校教諭免許状保有率 (独) 国立特別支援教育総合研究所 (NISE) 学びラボの利用者数 等

スケジュール

- 特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム
- R4.7: 策定・周知(以降、大学の教職課程の点検・見直し)
- R5.4又はR6.4: コアカリキュラムに基づく教職課程開始
- 上記以外の事項
- 各関係者において速やかに検討・対応に着手し、R6年度には実現できるよう取り組む。

資料：文部科学省

2022年9月には、「障害者の権利に関する委員会」(以下本章では「障害者権利委員会」という。)から日本政府に対し、障害者関係施策に関して懸念や勧告が示された。このうち、障害者権利条約第24条の教育についても、分離特別教育を終わらせることを目的として、障害のある児童が障害者を包容する教育(インクルーシブ教育)を受ける権利があることを認識すること、質の高い障害者